

Ayestas v. Davis, 584 U.S. ___, 138 S.Ct. 1080 (2018)

川 澄 真 樹*

死刑判決を受けた被告人が、州の公判及び人身保護手続で効果的な弁護を受けられなかったと連邦人身保護手続において主張し、その主張を支える証拠を得るのに必要な調査を行うため、調査機関等を利用する費用（fund）の支給を合衆国法典タイトル18第3599条(a)項及び(f)項に依拠して申請した事案において、(1)この申請に対する裁判所の判断は、司法上の判断であって、合衆国最高裁判所にその判断を審査する裁判権があり、(2)同条項が規定する当該機関の利用が「合理的に見て必要（reasonably necessary）」であるとの要件充足有無の判断に際しては、申請者の主張が持つ潜在的利益（potential merit）と当該機関の利用によって有用かつ許容可能な証拠が発見される蓋然性（likelihood）、当該費用の支給申請により手続上の障害を克服できる見込みの有無を検討しなければならない、とされた事例。

《事実の概要》

1 申請人 Ayestas は、テキサス州の公判裁判所で、死刑を科しうる謀殺で有罪と認定され、量刑手続にかけられた。公判弁護人は、情状証人になってもらうために申請人の家族に連絡を取ろうとしたが、申請人が非協力的であったことなどからそれも適わず、結局、公判弁護人が提出した減刑事由となる証拠は、刑務所内での申請人の英語の指導教官が書いた、受講態度が良好で、英語も上達している、との内容の三通の短い手紙だけで

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

あった。陪審員は全員一致で申請人に死刑相当の評決をした。

申請人は上訴の際に第二の弁護人をつけたが、有罪認定及び死刑量定がテキサス州 Court of Criminal Appeals で確認された。

2 申請人の第三の弁護人は州の裁判所において人身保護の申請を行ったが、却下された。この申請では、公判で申請人が効果的な弁護を受けられなかったとの様々な主張がなされたが、その中に、申請人の精神疾患歴、薬物及びアルコール依存歴という減刑事由になりうる事情について公判弁護人が十分な調査を行っていない、との主張は含まれていなかった。

申請人の第四の弁護人は、合衆国法典タイトル28第2254条により、連邦の人身保護申請を行った。その際、申請人は、公判弁護人が申請人の精神疾患、薬物及びアルコール依存の記録を見落としており、この点について弁護人が十分な調査を行っていれば、減刑事由となる証拠が発見され、陪審員が死刑を選択しなかった合理的な可能性 (reasonable chance) があるので、効果的な弁護を受ける権利が侵害されたと主張した。合衆国 District Court は、申請人が州の裁判所において、この主張を行っていないとの理由で、この主張を認めなかった。しかし、合衆国最高裁判所は、この点につき *Martinez* (*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012)) において、連邦の人身保護手続でアリゾナ州の収監者が公判弁護人による効果的な弁護を受けなかったと主張した場合、当該主張が相当程度 (substantial) の内容を有するものであり、州の人身保護段階の弁護人もまた州の人身保護手続で当該主張を効果的に行えなかったことを証明できれば、州の手続で当該主張を行っていないとの手続上の瑕疵は治癒できると判示していること、さらに、*Trevino* (*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)) において、この判示がアリゾナ州に独特の上訴制度にのみ妥当するものではなく、テキサス州の制度にまで拡大しようと判示していることを理由に、この下級裁判所の判断を破棄し、差戻した (*Ayestas v. Thaler*, 569 U.S. 1015 (2013))。

差戻し後、申請人は、調査を行えば、州の公判弁護人及び人身保護段階の弁護人が効果的な弁護を行っていない証拠が明らかになると主張し、そのために必要な費用 (fund) として2万16ドルの支給を求める申立てを、

合衆国法典タイトル18第3599条(f)項¹⁾に依拠し、一方当事者参加手続により合衆国 District Court に対して行った。District Court は、同条項が規定する、調査機関の利用が「合理的に見て必要 (reasonably necessary)」であるとの要件は、当該調査機関等を利用する「相当程度の必要性 (substantial need)」があるとの証明がない限り充足されない、とする第5巡回区 Court of Appeals の判例法を根拠に、さらには、費用の支給を行うには申請者の主張は憲法上のもので、実現可能性があり、かつ手続上禁止されていないものでなければならないとの理由から費用の支給を認めず、さらには、州の公判と人身保護手続で効果的な弁護を受けられなかったとの主張も認容しなかった。さらに、第5巡回区 Court of Appeals も、ほぼ同様の理由から District Court の判断を確認した。

合衆国最高裁判所は、下級裁判所が申請人の費用の申請を却下するにあたり、適切な法的基準を適用しているかを判断するためにサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1 アリトー裁判官執筆による法廷意見

1 被申請人であるテキサス州刑事司法局長官は合衆国 District Court による申請人の費用支給申請却下の判断は司法上のものではなく、行政上のものであり、当裁判所には裁判権がないと主張するためこの点につき最初に検討する。

1) 裁判所は、有罪の認定または量刑に関連する争点か否かに関係なく、被告人の防衛 (representation) のために調査機関、専門機関または他の機関を利用することが合理的に必要であると判断した場合に、被告人の弁護人に対して被告人の利益のために当該機関を利用することを承認することができ、その承認がなされた場合には、当該機関の利用に際する諸経費の支払いを命じるものとされ、秘匿性の必要性が認められた場合には一方当事者による申立てが認められる。

A まず、申請人の費用の申請は連邦の人身保護手続という司法手続でなされており、その申請の許否を判断するには、費用の支給が異議申立てを効果的に行うために「合理的に必要な (reasonably necessary)」であり、申請人が人身保護による救済を受けることができる見込みはどの程度であるかの評価が求められる法的基準を適用することになる。そのような裁定は行政上のものであり、上訴による審査を受けないと判示したことはない。

B 被申請人は、第一に、合衆国法典タイトル18第3599条(f)項の費用の支給に関する裁定は、同法が一方当事者の申立てによって申請の許否を決することを認めているため、当事者・論争主義構造を採っておらず、その裁定は司法的性質ではないと主張する。しかし、一方当事者による手続であったとしても、ある行為が一方当事者による手続以外で裁判官による適法な裁判権の範疇にある行為であれば、司法的な性格が失われないと考えられてきており (Forrester v. White, 484 U.S. 219 (1988)), このような一方当事者による手続は本件のような手続の他にも、アメリカでは一定の役割を占めている。

C 被申請人は第二に、第3599条の費用に関する判断は合衆国憲法第三編上の裁判所ではない合衆国裁判所管理部長官によって変更可能であるため、当該判断は行政上のものであると主張するが、第3599条からは合衆国裁判所管理部長官による審査が認められていることはうかがわれない。

被申請人はさらに、第3599条は、一般的に支給可能上限額である7千ドルを超えた支給を行う場合には、巡回区の首席裁判官または指定された巡回区の他の裁判官によって承認を受けなければならないと規定しているところ、その判断は伝統的な合衆国憲法第三編上の司法階層外で修正されうるとして、行政上のものであると主張する。しかし、上訴の構造については、合衆国議会は合衆国憲法による拘束を受けない。

2 以上の理由により、当裁判所に裁判権があることから、Court of Appeals が申請人の費用の申請を却下した際に正当な法的基準を適用したか否かを検討する。

第3599条(a)項は、死刑を科される可能性に直面し、「調査機関、専門機関または他の合理的に必要とされる機関を経済的理由から利用できない」当事者に費用を提供することを認めている。この法律は連邦の事案での被告人と連邦裁判所で附随的救済を求める州及び連邦の収監者に適用される。

第3599条(f)項は、申請者が機関を利用するために費用の提供が認められるには当該機関の利用が「申請者の防御 (representation) にとって合理的に見て必要」でなければならないと規定し、法律上の基準を満たすと、裁判所は「申請人の利益のために当該機関を利用することを申請人の弁護人に承認することができる (may)」と規定する。

第5巡回区 Court of Appeals は機関を利用するために費用を求める個人は当該機関を利用する「相当程度の必要性 (substantial need)」があることを証明しなければならないと判示した (817 F. 3d, at 896; *Allen v. Stephens*, 805 F. 3d 617 (2015); *Ward v. Stephens*, 777 F. 3d 250 (2015))。申請人はこの解釈は法律に規定される「合理的に見て必要」の基準よりもより厳格な証明を求めるものであると主張する。両者の違いは大きなものではないが、申請人の主張は正しい。

「必要」という言葉の厳格な意味は、何かが絶対不可欠 (essential) である場合を指す (See *Webster's Third New International Dictionary* 1510 (1993); *10 Oxford English Dictionary* 275–276 (2d ed. 1989) (OED))。しかし、日常会話では、必要という言葉は、何かが単に重要であったり、強く望まれる場合を指す際に、より緩やかな意味で用いられる。また他の連邦法でも「必要」とは「完全な必要性」を意味せず (*McCulloch v. Maryland*, 4 Wheat. 316 (1819))、単に有用かつ適切であればよいとされている (*Commissioner v. Tellier*, 383 U.S. 687 (1966))。Black's Law Dictionary は、「必要」とは「完全な物理的な必要性や不可避性を指す、または、求める目的に対して、都合がいい、有用である、妥当である、適している、適切であるもしくは資すものを指す」としている (*Black's Law Dictionary* 928 (5th ed. 1979) (Black's))。

第3599条は「必要」という文言を絶対不可欠よりもより緩やかな意味で用いており、申請者にとって「合理的に見て必要」な機関であればよい。当裁判所は、法律が求めているのは合理的な弁護人が当該機関の利用が十分に重要であると考えerることに関して、District Courtが裁量で判断することであると結論付ける。

第5巡回区 Court of Appeals の「相当程度の必要性」テストは、より厳格な証明を求めているというものである。「必要性 (need)」は「必要 (necessary)」と同等の意味であるが、「相当程度の」は法律の文言の「合理的に」よりも求められる条件をより厳格にする (Compare 13 OED 291 with 17 id., at 66-67; see also Black's 1456 (10th ed. 2014))。

「合理的に見て必要」と「相当程度の必要性」の違いは大きくないともいえるかもしれないが、第5巡回区 Court of Appeals は費用の支給を求める人身保護の申請人は憲法上の、実行可能な、しかも手続上禁止されていない主張をしなければならぬとの自身の先例を適用し、問題を深刻化させている (817 F. 3d, at 895. See also, e.g., *Riley v. Dretke*, 362 F. 3d 302 (CA5 2004); *Allen* (quoting *Crutsinger v. Stephens*, 576 Fed. Appx. 422, (CA5 2014) (per curiam)); *Ward*)。

しかし、第5巡回区 Court of Appeals の諸判断は、当裁判所が *Trevino* を下す前の判断であり、当裁判所は、*Trevino* において、州の人身保護手続の弁護人が効果的な弁護を行わなかったと証明できれば、州手続での主張の懈怠という瑕疵を治癒することができるのと判示していることからすると、第5巡回区 Court of Appeals の判断基準は制限的に過ぎるものであると考える。本件では、申請人が調査機関を利用することによってその挙証責任を果たすことができる可能性がある。このように、費用の支給によって人身保護の費用の申請者が手続上の瑕疵を治癒できると信頼できる可能性がある場合には、費用の支給の却下は誤りである場合がある。

ところで、現在の第3599条(f)項は District Court は「合理的に必要」である場合に、機関の利用のために費用の支給をすることが「できる」としており、費用の申請を評価する広範な裁量権限が District Court にあるこ

とを明確にしている。そして、その裁量権限の行使にあたって検討すべきは、その特定の機関の利用によって申請人が救済を得られる蓋然性 (likelihood) である。結局、申請者が防御のため申請機関を利用することが「合理的に見て必要」でなければならないのであり、当該機関を利用しても申請人が救済を受ける見込みが現実的にほとんどないならば、当該機関の利用が必要であると考えるのは合理的ではない。したがって、「合理的に見て必要」の基準を適切に適用にするにあたっては、申請者が求める機関の利用により申請者が救済を得られることになると証明することまでを求めてはならず、裁判所が申請者の主張の持つ潜在的利益 (potential merit) と、当該機関の利用によって有用かつ許容可能な証拠が発見される蓋然性 (likelihood)、そして当該申請が手続上の障害を克服できる見込みについて検討することが求められる。

とはいえ、「合理的に見て必要」テストは申請機関の有用性の評価を求めるものである。申請者は根底にある主張が少なくとも「正当なもの」であるとの説明も含み、「当該機関の利用が正当化される具体的な理由を説明」しなければならない。第3599条は申請者があらゆることを検討するのに十分な費用が与えられることまでをも保障するものと解釈することはできない。

3 被申請人は「合理的に見て必要」が何を意味するにせよ、申請人の主張は州の裁判所の記録にはない事実に基づいて効果的な弁護を受けられなかったと主張しており、この主張には手続的な瑕疵があるため、このような場合に費用の支給が「合理的に見て必要」と認められることはありえないと主張する。被申請人は合衆国法典タイトル28第2254条(e)項(2)号を引用して、そのような場合のあらゆる調査の成果は連邦の人身保護手続では許容されないと主張しているが、当裁判所はこの第2254条(e)項(2)号についての被申請人の解釈の当否については、最初に判断せず、まずは下級裁判所に判断させる。

当裁判所は第5巡回区 Court of Appeals の第3599条(f)項の解釈は許容できないため、その判断を破棄し、当裁判所の意見に沿う形でさらなる審理

をすべく本件を差し戻す。

2 ソトマイヨール裁判官執筆の補足意見（ギンズバーグ裁判官参加）

法廷意見に完全に同意するが、Ayestas は合衆国法典タイトル18第3599条(f)項の要件を充足していることには疑いがないとする理由について独立して説明する。

1 A Ayestas に割り当てられた公判弁護人の行動には瑕疵があったという証拠がある。公判弁護人が Ayestas と短時間の面会を行った調査員に Ayestas の経歴の調査を命じたのは陪審員の選任の約1か月前である。その後の調査により、Ayestas には複数回、頭部外傷及び薬物乱用の経歴等があることが判明したが、公判弁護人はこれらの情報について詳しく調査せず、また、精神衛生の専門家による評価も行っていない。また、弁護人は、Ayestas の家族に証言を依頼したが、ビザ発給を求める手紙が家族がいるホンジュラスのアメリカ大使館に届かず、家族を公判審理に出廷させられず、量刑段階では、刑務所での英語の指導教官が書いた Ayestas は、「熱心で気遣いのできる生徒」であるとの三通の手紙しか減刑事由を提出していない。

第5巡回区 Court of Appeals は、Ayestas の統合失調症の診断は刑務所に収監されて初めてなされたものであり、公判審理以前に精神疾患を示すものは何もなく、公判弁護人は Ayestas の精神疾患の調査を行っていない点で瑕疵があるとの主張は実行可能なものではないとしているが、これは、*Strickland* (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 688 (1984)) と第3599条(f)項の基準の適用を誤っており、診断が書面上なされていなくとも、弁護人の調査義務は部分的に存在する。

第3599条(f)項の費用の申請を評価する際には、申請時の記録にある証拠の評価だけでなく、Ayestas が求める証拠となる可能性があるものを評価しなければならない。

B Ayestas の有罪認定後の州の段階での弁護人の瑕疵に関する証拠も同様に手堅い。州の有罪認定後の弁護人の減刑事由に関する専門家 (miti-

gation specialist) は、Ayestas の薬物乱用の経歴を指摘し、Ayestas の依存症と精神衛生に関する点を詳しく調べるために、生物学的、精神的及び社会歴に関する包括的調査を推奨したが、弁護人は Ayestas の精神状態や薬物乱用に関する点について何ら調査を行わなかった。また、Ayestas には精神に異常をきたしているエピソードがあり、州の有罪認定後の手続中に統合失調症であると診断されていた他、弁護人の評価書でも Ayestas は「妄想的な思考」をすると記されていた。

第5巡回区 Court of Appeals は Ayestas の精神状態と薬物乱用に関する減刑事由の調査を公判弁護人が行っていないことについては公判審理での瑕疵とはいえ、この点についての調査をしていない Ayestas の州の有罪認定後の弁護人の弁護は効果的ではなかったとはいえないとするが、その結論は *Strickland* と第3599条(f)項の基準の誤った解釈である。実際には、州の有罪認定後の弁護人は、実質的に何ら減刑事由の検討がなされていない公判審理と公判弁護人には重大な瑕疵があるとの専門家の警告を無視し、さらに、Ayestas の精神状態の異常に関して何ら対処していないのである。

2 *Strickland* で不利益 (prejudice) が生じるには、当裁判所は「被告人は弁護人の職業基準に達しない瑕疵がなければ、審理の結果は異なっていたであろうという合理的な蓋然性があると証明しなければならない」と判示し、そこでは「結果の信頼性を掘り崩す十分な蓋然性」を意味している。本件のような減刑事由を調査しなかったことを主張する事案においては、当裁判所は「犯罪の重大性と入手可能な減刑事由の総体を衡量」しなければならない (*Wiggins v. Smith*, 539 U.S. 510 (2003))。

Ayestas の減刑事由としての証拠が乏しいとしても、その主張が実現可能なものである可能性は強く証明されている。本件で公判弁護人は2分間しか減刑事由を提示していない一方、州側は陪審員に、Ayestas には薬物の問題も健康上の問題もなく、アルコールの問題もないことを強調しており、不利益が生じてしまっている。

さらに、州側は、被害者影響証言と共に、Ayestas の前科・前歴を証拠

として提出し、陪審員は、Ayestas を終身刑に減じる減刑事由はないとして死刑を科した。しかし、公判弁護人が最低限の調査でも行っていれば、いずれかの認定は異なっていたかもしれず、精神疾患と薬物乱用の証拠は道徳的責任の評価に関連する (See *Rompilla v. Beard*, 545 U.S. 374 (2005); *Porter*)。Ayestas の費用の申立てが認められれば、*Strickland* の下での不利益が生じていると主張することができると思料される。

不利益を評価する際には、いかに「犯罪が残酷」であったにせよ、「入手可能な減刑事由となる証拠の全体を考慮して、犯罪の重大性と衡量」しなければならない (*Porter*; see also *Williams v. Taylor*, 529 U.S. 362 (2000); *Wiggins*)。

3 Ayestas は第3599条(f)項の費用が支給されるものと強く証明している。本件の公判審理及び有罪認定後双方の弁護人の瑕疵は、調査機関の利用をまさに認めるべき事例であり、「アメリカの司法制度では、根本的な原理」に直接かかわる公判審理での瑕疵を不検討のままとしなないことを保障しなければならない (*Martinez*)。

《解説》

1 合衆国法典タイトル18第3599条(a)項及び(f)項は死刑に直面した財政的な困難を有する被告人に弁護人を付与する他、調査機関、専門機関等の利用のために費用 (fund) の支給申請を認めている。本件では、死刑判決を受けた被告人が公判審理及び州の人身保護手続で弁護人による効果的な弁護を受けられなかったと主張し、その自身の主張に関する調査を行うため、この合衆国法典タイトル18第3599条(a)項及び(f)項に依拠し、調査機関、専門機関またはその他の合理的に必要とされる機関を利用するための費用の支給申請を、第5巡回区 Court of Appeals に対して法律の定める一方当事者参加手続により行った。

本件の争点は(1)第3599条に関する判断は、行政上のものか司法上のものか (争点(1))、(2)第3599条に関する第5巡回区 Court of Appeals の採る判断基準の正当性が問題とされており、具体的には、①第5巡回区 Court of

Appeals の「相当程度の必要性 (substantial need)」テストと法律の文言である「合理的に必要 (reasonably necessary)」の相違 (争点(2)①), そして②費用の支給を行うには申請者の主張は憲法上のもので、実現可能性があり、手続上禁止されていないものでなければならないかという点 (争点(2)②) である。

2 本件の判断は *Trevino* (*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013))²⁾を前提にしたものであるため、本件の判断を理解するためには、まず、*Trevino* までの先例の流れを簡単に確認する必要がある。アメリカでは、*Sykes* (*Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977))³⁾により、連邦法上の争点につき州の手続で異議申立てをしなかった場合には、原則として、当該主張は連邦の人身保護手続では行えず、その主張を行うには当該主張をしなかった(1)正当な理由 (cause) があることを証明し、(2)実際に不利益 (actual prejudice) が生じていることを証明しなければならないとされている。そして *Coleman* (*Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991)) では、第6修正の保障は公判での弁護権にかかわるものであり、州の人身保護手続には及ばないため、そこでの弁護人の活動の瑕疵は *Sykes* にいう正当な理由には当たらない旨判示された。このような中で *Martinez* (*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012))⁴⁾では、公判で効果的な弁護を受けられなかったとの主張は、州の通常上訴ではなく、州の人身保護手続で行わなければならないと規定するアリゾナ州法において、州の人身保護手続で弁護人が、被告人が公判で効果のない弁護を受けたとの主張せず、新たな弁護人が連邦の人

2) *Trevino* の紹介・解説として、米国刑事法研究会 (代表 堤和通)・アメリカ刑事法の調査研究 (158) 本誌206頁 (田中優企担当) がある。*Trevino* までの判例の流れについても同解説参照のこと。

3) *Sykes* の紹介・解説として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』(中央大学出版社, 1989年) 147頁 (中野目善則担当), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第一巻』(成文堂, 1982年) (中空壽雅担当) 282頁がある。

4) *Martinez* の紹介・解説として、米国刑事法研究会 (代表 堤和通)・アメリカ刑事法の調査研究 (158) 本誌189頁 (田中優企担当) がある。*Martinez* までの判例の流れについても同解説参照のこと。

身保護手続においてそうした主張をすることの可否が問題とされた。合衆国最高裁判所は、公判弁護人から効果的な弁護を受けられなかったとの主張は、アリゾナ州法では、最初の州の人身保護手続で行うこととされており、その州の人身保護手続において弁護人による弁護を一切受けていない、または効果的な弁護を受けていない場合で、その主張が相当程度の内容を持つ (substantial) ものであれば、当該主張を連邦人身保護手続で審査することができるとした。そして、*Trevino* では、*Martinez* とは異なり、テキサス州法上、公判で効果的な弁護を受けられなかったとの主張は、州の人身保護手続において行うことは義務付けられておらず、通常上訴においてもその主張をすることを認めてはいるが、実際には、通常上訴ではその主張をすることが実質的に不可能であるという場合において、州の人身保護手続での弁護人が、被告人が公判で効果的な弁護を受けていないことを主張せずに、連邦の人身保護手続において別の弁護人がその主張をすることができるかが争われた。合衆国最高裁判所はこのような場合にも、州の人身保護手続の弁護人によって効果的な弁護がなされていないことを証明できれば、連邦の人身保護手続において、公判で効果的な弁護を受けられなかったと主張することが可能である旨判示した。本件はこのような *Trevino* に基づく主張を行うために必要な調査費用申請の許否が問題とされている。

3 本件法廷意見はまず争点の(1)につき、本件費用申請は人身保護手続という司法手続において行われていること、一方当事者参加手続であることから直ちに行政上のものであるとの性質を帯びることにはならないこと、上訴の構造は合衆国憲法によって規制を受けないこと等を指摘して、当該判断は司法判断であるとしている。この点については、特に異論はないものと思われ、アメリカの評釈においても法律の制定の過程等に照らしても肯定的に捉えられているようである⁵⁾。

5) An “Unusual Jurisdictional Argument”: *The Codifier’s Canon in Ayestas v. Davis*, 35 Yale J. on Reg. Bull. 51, 59-61 (2018).

次に争点の(2)①について、法廷意見は、第5巡回区 Court of Appeals が第3599条(f)項の「合理的に見て必要 (reasonably necessary)」の解釈として採用する「相当程度の必要性 (substantial need)」基準につき、両者の相違につき判断している。法廷意見は、まず、「必要 (necessary)」に目を向け、「必要 (necessary)」とは「絶対的不可欠 (essential)」を意味するわけではないとし、「必要性」と同等の意味であると指摘する。これに対して、「合理的に見て」と「相当程度の」では、後者の方が証明要件が厳格になるとして、法律の文言から「相当程度の必要性」テストは採れないとしている。確かに「合理的に (reasonably)」を「相当程度の (substantial)」に読み替えることは辞書的な意味的でも不可能であると思われる。法廷意見は文言解釈の面からも妥当な判断をしていると思われる。

次に争点(2)②であるが、第5巡回区 Court of Appeals は費用の支給申請を却下するにあたって、費用支給の申請者の主張は、憲法上のもので、実現可能性があり、手続上も禁止されていない主張でなくてはならないとして、その独自の判例を引用、指摘している。第5巡回区 Court of Appeals のこのような考え方の背景には、本来州の手続で済ませるべき主張を連邦で行うのは認められないとの考えがあるように思われる。したがって、第5巡回区 Court of Appeals は州の手続において公判で効果的な弁護を受けられなかったと主張することが可能であったにもかかわらず、それをせずに、その主張を連邦の手続で行おうとしても、そのための費用の支給は認められないのは当然であり、調査を行うことで、当該主張が連邦で行うことができるかが判明する本件のような場合にも費用の支給は認められないとの立場に立つようである。これに対して、合衆国最高裁判所は、*Trevino*において、州の人身保護手続の弁護人が効果的な弁護を行っていないことを証明できれば、州裁判所での手続懈怠という瑕疵を治癒できると判示したことを指摘して、全員一致で、本件での第5巡回区 Court of Appeals の判断基準を否定した。合衆国最高裁判所は *Trevino* 上の主張を行おうとする者にその主張のための証拠を発見するために費用を支給して調査の機会を与えることが *Trevino* によって求められると判断しているよう

である。以上を踏まえて、合衆国最高裁判所は、申請を判断する基準として、(1)申請者の主張が認められる可能性、(2)当該機関の利用によって有用かつ許容可能な証拠が発見される蓋然性、(3)当該費用の支給申請により手続上の障害を克服できる見込みを検討し、当該機関の利用が「合理的に見て必要 (reasonably necessary)」かを判断するとしており、調査によって *Trevino* の要件を充足できると一定程度見込まれる場合に限り費用の支給を認めるとしているように思われる。

ただし、本件はあくまで *Martinez* と *Trevino* のような公判での効果的な弁護を受ける権利が問題となっている場合である。したがって、それ以外の場合で、州の手続でしてこなかった何らかの主張をするための第3599条(f)項の費用申請は原則的に認められないとすること自体は、合衆国最高裁判所も *Sykes* に照らして必ずしも否定していないものと考えられる。このことから、仮に第5巡回区 Court of Appeals が、公判での効果的な弁護に関する以外の何らかの他の主張に関して、本件で同裁判所が採ったような費用申請の審査基準を採用したとしても、本件により直ちにその基準が否定されることにはならないと思われる。

一方、補足意見は法廷意見に全面的に賛同し、さらに本件事情の下で具体的な当てはめを行っているが、さらにそこから一步踏み込んで、*Strickland* (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 688 (1984))⁶⁾を適用し、効果的な弁護が受けられたか否かの実質的な判断をしているようである。

ところで、本件で合衆国最高裁判所は、被申請人(テキサス州)の合衆国法典タイトル28第2254条の解釈の是非については判断を回避した。しかし、仮に被申請人の解釈を採ると費用の支給は認められなくなり、このような点につき合衆国最高裁判所に今後上訴される余地がある旨示唆する見

6) *Strickland* の紹介・解説として渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部, 1994年)90頁(椎橋隆幸担当), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第三卷』(成文堂, 1989年)124頁(加藤克佳担当), 芦部信喜編『アメリカ憲法判例』(有斐閣, 1998年)342頁(宮城啓子担当)がある。

解もアメリカではあり⁷⁾、今後の動向に注目する必要がある。

4 本件で合衆国最高裁判所は *Trevino* 上の主張が認められる可能性がある被告人の主張の機会をより拡充させ、第3599条(f)項の運用上の指針となる判断を行っており、その意義は大きい。

7) Steve Vladeck, *Opinion analysis: Justices unanimously reverse 5th Circuit on funding for capital habeas petitions*, SCOTUSblog (Mar. 21, 2018, 9:05 PM), <http://www.scotusblog.com/2018/03/opinion-analysis-justices-unanimously-reverse-5th-circuit-funding-capital-habeas-petitions/>